附則第五条第二項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「前条第一項第十一号」を「前条第一項第十号」に改め、同条第三項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「第十二号」を「第十一号」に改め、同項第二号算式の符号Ａ中「53,000円」を「54,000円」に、同号算式の符号Ｂ中「19,000円」を「22,000円」に、同号算式の符号Ｄ中「40,000円」を「44,000円」に改め、同項第五号中「一、五〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同項第十一号中「前条第一項第十号」を「前条第一項第九号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十二　簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額

附則第五条第四項中「平成二十七年度に限り」を「平成二十八年度に限り」に、「同号の額に、」を「第二条第一項第一号の表第十号各号の規定に準じて算定した額に」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「額に〇・九」を「額に〇・六」に、「一般病床等の許可病床の数から」を「平成二十七年度における」に、「要件該当許可病床の数から」を「平成二十七年度における要件該当許可病床の数から平成二十七年度における」に、「数に〇・九」を「数に〇・六」に、「を加えた額とする。」を「（以下この項において「逓減させた額」という。）を加えた額及び第二条第一項第一号の表第十号各号の規定により算定した額に対応する繰出見込額等として総務大臣が調査した額に逓減させた額に対応する繰出見込額等として総務大臣が調査した額を加えた額とする。」に改め、同条第二十項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第一号中「〇・八」を「〇・五」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「平成二十七年度に限り」を「平成二十八年度に限り」に、「第五十一号の額」を「第五十号の額」に、「同号の額」を「同号各号の規定により算定した額」に、「（平成二十七年度」を「（平成二十八年度」に、「第五十一号第一号の表」を「第五十号第一号の表」に、「額に〇・九」を「額に〇・六」に、「一般病床等の許可病床の数から」を「平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における」に、「数に〇・九」を「数に〇・六」に、「を加えた額とする。」を「（以下この項において「逓減させた額」という。）を加えた額とし、各号によつて算定した額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額は、逓減させた額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額を加えた額とする。」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「平成二十七年度に限り」を「平成二十七年度及び平成二十八年度に限り」に改め、「以下この項において同じ。）」の下に「又は策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う市町村について、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額（五〇〇、〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。）」を、「（新公立病院改革プランの策定」の下に「又は策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表」を、「あつては、その策定」の下に「又は点検、評価及び公表」を加え、同項を第十七項とし、同条中第十五項を同条第十六項とし、第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「前条第六項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「前条第四項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前条第三項第二号」を「前条第二項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　平成二十八年度及び平成二十九年度に限り、第三条第一項第三号イの表第十三号の規定は、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けていないものについても適用するものとする。

附則第六条第一項に次の一号を加える。

二十二　国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

附則第七条第四項に次の一号を加える。

二十三　前条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて得た額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

附則第八条第一項各号列記以外の部分中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第一号中「平成二十七年」を「平成二十八年」に改め、同項第二号を削り、同項第三号から第九号までの規定中「平成二十七年」を「平成二十八年」に改め、同項中第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

九　平成二十八年十月三十一日までに、特定県並びに特定市町村（地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十八年総務省令第五十五号）第二条第一項第四十一号に規定する特定市町村をいう。以下この号において同じ。）に、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要した経費として総務大臣が調査した額

附則第八条第二項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第九条第一項各号列記以外の部分中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第一号中「平成二十七年」を「平成二十八年」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「平成二十七年」を「平成二十八年」に改め、「（前号に掲げる経費を除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号及び第七号の規定中「平成二十七年」を「平成二十八年」に改め、同項中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

九　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第九条第二項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「第六十八号」を「第六十七号」に改める。

附則に次の二条を加える。

（平成二十八年熊本地震に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十二条　平成二十八年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　熊本県について、平成二十八年熊本地震に係る復興事業等を実施するための基金の積立て等に要する経費として算定した額　五百十億円

二　熊本県について、第二条第一項第一号の表第五号二の表に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同表中「一七、六〇〇円」とあるのは、「二九、六〇〇円」と読み替えるものとする。

三　平成二十八年十月三十一日までに平成二十八年熊本地震の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

2　平成二十八年度に限り、第二条第一項第一号の表第五号二の表の規定は、熊本県については、適用しない。

3　平成二十八年度に限り、第二条第一項第一号の表第五十号の規定は、平成二十八年熊本地震については、適用しない。